第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第３６８号
川崎市中原区下沼部1748番地
破産者　株式会社ハラケン
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
静岡県焼津市駅北２丁目７番12号
破産者　有限会社スイート
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２２号
静岡市清水区八木間町431番地の１
破産者　稲葉製紙株式会社
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３９号
静岡市清水区港町２丁目10番１号浪漫館1001号室
破産者　新思潮株式会社
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９２号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野2405番地６
破産者　エヌエス商事株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９９３号
東京都八王子市中野町2617―11小倉方、住民票上の住所東京都八王子市上野町35番地１
破産者　大鹿　　烈
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８３号
東京都調布市布田１丁目26番地12
破産者　吉野建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５５号
東京都国立市泉１丁目25番地の６
破産者　有限会社テレネット
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５６号
東京都国立市泉１丁目25番地の６ラフィネ国立302
破産者　重山　知之
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０６号
東京都町田市下小山田町205番地１ドエルＢ101
破産者　副島　正彦
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０７号
東京都町田市上小山田町2619番地２
破産者　逢坂　久子
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３１号
東京都清瀬市下清戸５丁目869番地の６
破産者　冨士真由美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９７９号
横浜市鶴見区矢向１丁目20番49号　ハイツ矢向Ｂ203、商業登記簿上の本店所在地横浜市鶴見区市場上町10番51―606号
破産者　有限会社津波工業
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３１号
横浜市緑区三保町673―１
破産者　有限会社Ｃｒｉｂ
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市若森町１丁目1205番地
破産者　株式会社ＦＤＹ
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
静岡県御殿場市大坂215番地　フォーシーズン大坂301号
破産者　有限会社浮城溶工
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
静岡県掛川市中宿62番地
破産者　有限会社石野塗装店
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
京都市下京区西七条東石ケ坪町95番地
破産者　ミヤコビジネス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
岡山県備前市伊部36番地
破産者　井上真由美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６号
岡山市北区津島福居１丁目５番８号ハイツ福居103、旧住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３―Ｃ棟1104号
破産者　宮川　直仁
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
福岡県直方市大字感田1314番地２
破産者　有限会社きりん堂仏壇店
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部